

平成 3 0 年度  
第 7 回高松市農業委員会定例総会  
議 事 録

平成 3 0 年 1 0 月 1 0 日開会

高松市農業委員会

## 平成30年度第7回高松市農業委員会定例総会議事録

開催日時 平成30年10月10日（水）午後2時開会

開催場所 高松市役所第32会議室

出席委員 21人

- 1 番 三笠 輝彦（会長）
- 2 番 真鍋 俊二
- 3 番 佐竹 博巳
- 4 番 佃 俊子
- 5 番 上砂 正義
- 6 番 太田 政美
- 7 番 高砂 清一（会長職務代理者第2）
- 8 番 横井 豊
- 9 番 森口 憲司
- 10番 三好 義光
- 11番 赤松 貞廣
- 12番 谷口 勝幸
- 13番 橋本 修
- 14番 佃 光廣
- 15番 富本 正樹
- 16番 妹尾 嘉起
- 17番 花澤 均
- 20番 森 吉朝
- 21番 宮武 正明
- 22番 橋田 行子
- 24番 古川 浩平

欠席委員 3人

- 18番 原田 和幸
- 19番 兔子尾紀夫（会長職務代理者第1）
- 23番 神内 茂樹

農業委員会事務局出席者

- 事務局 長
- 兼 農 政 課 長 川西 好春
- 農政課長補佐 西谷 茂浩
- 農 地 係 長 多田 利浩
- 農政管理係長 浮田 政宏
- 副 主 幹 豊島 俊治
- 副 主 幹 中野 清作
- 副 主 幹 横井 和久

## 議事日程

### 第1 議事録署名委員の指名

### 第2 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について イ 使用貸借に係る農地返還通知について（報告）

### 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について （特別議案）

### 議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について （一般議案）

### 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願について

### 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について （特別議案）

### 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について （一般議案）

### 議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

### 議案第8号 非農地証明願について

### 議案第9号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

### 議案第10号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第16条第1項及 び第18条第1項の規定による開発計画に対する意見につい て

### 議案第11号 農用地利用集積計画の決定について

### 議案第12号 農用地利用配分計画の決定について

### 議案第13号 平成31年度高松市農地等利用最適化推進施策等に関する改善 意見（案）について

### 報 告 農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について

**議 長(会長)** ただ今から平成30年度第7回高松市農業委員会定例総会を開会いたします。

現在の出席委員は24人中21人で、定例総会は成立しております。

なお、原田和幸委員、兔子尾紀夫委員、神内茂樹委員から欠席の連絡を受けております。

それではまず、日程第1 議事録署名委員の指名であります、私から指名することに御異議ありませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

**議 長** 御異議が有りませんので、議事録署名委員は10番三好義光委員、11番赤松貞廣委員の御両名を指名いたします。

次に、日程第2 議事に入ります。

まず、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について、イ 使用貸借に係る農地返還通知についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**豊島副主幹** 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について御説明申し上げます。

議案書1ページをお開きください。

1番は、賃借人が労力不足のため、残存小作による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。

2番も、賃借人が労力不足のため、残存小作による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。

3番は、賃借人の夫が代表を務める法人へ貸付先を変更するため、農用地利用配分計画による香川県農地機構との賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。

農地機構から法人へ貸し付けるための新たな配分計画があり、議案第12号に関連しています。

4番と5番は、賃借人が労力不足のため、残存小作による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。

6番は、賃貸人の事情により、残存小作による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は金銭です。

7番は、第三者が転用するため、残存小作による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は金銭です。

転用の内容については、農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権25番のとおりです。

8番は、賃貸人が転用するため、残存小作による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は金銭です。

転用の内容については、農地法第4条第1項の規定による許可申請16番のとおりです。

9番は、農地中間管理事業の特例事業により賃貸人が香川県農地機構へ農用地売渡しのあっせんを申し出たため、農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。

香川県農地機構からの売渡し予定者は、解約前の賃借人となっています。

次に、イ 使用貸借に係る農地返還通知について御説明申し上げます。

議案書2ページをお開きください。

1番は、貸人が転用するため、返還を受けたものです。

転用の内容については、農地法第4条第1項の規定による許可申請4番のとおりです。

2番は、第三者が転用するため、返還を受けたものです。

転用の内容については、農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権6番のとおりです。

3番は、借人が労力不足のため、返還したものです。

4番から8番、3ページの9番から16番は、借人が高齢で経営を縮小するため、返還したものです。

返還後の農地の大部分は、別の農家と利用権設定する予定です。

4ページをお開きください。

17番は、借人が労力不足のため、返還したものです。

返還後は、別の農家と利用権設定する予定です。

18番は、貸人が転用する予定のため、返還を受けたもので、返還条件は違約金の支払いです。

19番は、貸人が非農地証明願を申請するため、返還を受けたもので、非農地証明願4番に関連しています。

20番は、借人が転用するため、返還したものです。

転用の内容については、農地法第5条第1項の規定による許可申請賃借権5番のとおりです。

21番と22番は、貸人が別の農家と利用権設定するため、返還を受けたものです。

23番も、貸人が地元の農事組合法人と利用権設定するため、返還を受けたものです。

5ページをお開きください。

24番は、借人が労力不足のため、返還したものです。

以上、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について9件、イ 使用貸借に係る農地返還通知について24件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第1号は通知のとおり受理することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第1号は通知のとおり受理すること

に決定いたしました。

次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案についてを議題といたします。

まず、現地調査の概要を調査委員の高砂委員より報告をお願いします。

**高砂委員** 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案について説明申し上げます。

今回の特別現地調査委員は、三好委員、赤松委員と私の3名で現地調査を実施しました。

内容につきましては、現地調査委員の三好委員から報告をお願いします。

**三好委員** 現地調査委員の三好です。

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案について説明申し上げます。

それでは、別紙の4条特別議案書を御覧ください。

議案番号1番の申請地は、香川県立図書館東700メートルに在り、現在のコンビニエンス・ストアの貸店舗の駐車場が慢性的に不足し、周囲の通行にも影響があることから、貸店舗と駐車場を拡張すると共に、借入法人からの利用申込のあった事務所も併せて建築するため、貸店舗・貸事務所用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、主要地方道中徳・三谷・高松線に面し、交通の利便性が良く、サンメッセ香川の近傍で多数の集客が見込まれ、周辺は教育・商業施設が整った地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が1,224.79平方メートルあります。

議案番号2番の申請地は、J R 予讃線鬼無駅南東700メートルに在り、共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、西200メートルに県道衣掛・郷東線、東500メートルに県道檀紙・鶴市線が在り、J R 鬼無駅にも近く交通の利便性が良く、周辺は宅地化が進み住環境の良い地域であり、また、県道檀紙・鶴市線沿線には、商業施設、企業も多数存在し、共同住宅への入居需要が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、1番、2番、特に問題は有りませんでした。

以上、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案2件であります。

許可の決定をいただき、香川県農業会議での意見聴取においても許可相当の決定を得た場合、許可書を交付する旨審議いただきますよう、よろしくお願いします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可することに、また、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することに御異議ありませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者あり）

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可することに決定いたしました。なお、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することにいたします。

次に、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**中野副主幹** 議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について御説明申しあげます。

議案書6ページをお開きください。

1番は、2階建1棟の貸住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和63年ごろに建築済みですが、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

2番は、2階建1棟の共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が1,135.91平方メートル有ります。

3番は、2階建1棟の共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が484.28平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

4番は、2階建2棟の共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。使用貸借に係る農地返還通知1番と農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権3番に関連しています。

5番は、隣接地に建設中の分譲マンションの露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

6番の転用者は、喫茶店の再開予定に伴い、来客用の露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は喫茶店の西隣で利便性も良いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和58年ごろに造成済みですが、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が244.80平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

7番は、隣接地との境界確認をした際、納屋の一部が申請地にはみ出していることが判明したことから、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、宅地を拡張するもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和45年ごろに建築済みですが、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が554.06平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。農地法第5条第1項の規定による許可申請使用貸借6番に関連しています。

8番は、ブドウを栽培している転用者の納屋が手狭まで、新たな2階建1棟の納屋兼収蔵庫用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は県道を挟み既存納屋の対面地に位置し、利便性及び、作業効率も良いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成元年ごろに造成済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

議案書7ページをお開きください。

10番は、隣接地との境界確認をした際、物置の一部が申請地にはみ出していることが



判明したことから、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、宅地を拡張するもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和51年ごろに建築済みですが、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が401.66平方メートルあります。併せて無断転用の解消を図るものです。

11番は、水路用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、農地法第5条第1項の規定による許可申請特別議案所有権4番申請地の東側に残る農地の排水に必要な農業用施設であることから、他の土地に代えて転用することができないため、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

12番は、昭和44年3月26日付け農地法第4条許可済地である三谷町780番2が国土調査と重なり、分筆成果が地図・登記簿ともに反映されず780番1として受理されたため、現状と合致させるため、2階建1棟の農家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は実家に近く、子供の成長に伴い手狭となったため住宅を建築するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和44年ごろ建築済みですが、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。なお、地番変更が適正に処理されなかったため、無断転用扱いとはしません。

14番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、宅地が手狭になったため拡張するもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和63年ごろに建築済みですが、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権23番に関連しています。

15番は、発電出力19キロワット、パネル1枚の面積約1.62平方メートルを76枚、2基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請者は県外に居住しており耕作ができない状態であるため、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、再生可能エネルギー発電事業計画の認

定を受け、四国電力への系統連系にかかる契約も平成27年5月28日に締結されており、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が239.76平方メートル有ります。

16番も、発電出力49.5キロワット、パネル1枚の面積約1.68平方メートルを195枚、5基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は自宅に近く維持管理も容易であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受け、四国電力への系統連系にかかる契約も平成29年3月24日に締結されており、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第18条第6項の規定による通知8番に関連しています。

17番も、発電出力49.5キロワット、パネル1枚の面積約1.68平方メートルを264枚、10基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は自宅から遠く、通作が不便であるため、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受け、四国電力への系統連系にかかる契約も平成29年3月24日に締結されており、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

18番は、発電出力49.5キロワット、パネル1枚の面積約1.62平方メートルを284枚、5基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、所有農地は申請地のみで、78才と高齢で農作業を継続することもできず収益を生活資金の一部とするため転用申請するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受け、四国電力への系統連携にかかる契約も平成29年3月28日に締結されており、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

以上、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について16件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに決定いたしました。

次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**横井副主幹** 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願について御説明申しあげます。

議案書8ページを御覧ください。

1番は、平成30年9月10日付けで、店舗兼事務所用地として、許可を受けていましたが、転用計画の中止により許可の取消願があったものです。

以上、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願について1件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第4号については承認することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第4号については承認することに決定いたしました。

次に、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案についてを議題といたします。

まず、現地調査の概要を調査委員の高砂委員より報告をお願いします。

**高砂委員** 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案について説明申しあげます。

今回の特別現地調査委員は、三好委員、赤松委員と私の3名で現地調査を実施しました。内容につきましては、現地調査委員の三好委員及び赤松委員から報告をお願いします。

**三好委員** 現地調査委員の三好です。

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案について説明申しあげます。それでは、別紙の5条特別議案書を御覧ください。

議案番号1番の申請地は、ことでん琴平線仏生山駅北西800メートルに在り、開業の目途がたった香川県済生会病院の外科部長である転用者が、整形外科の診療所用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、主要地方道三木・国分寺線に面し、国道193号線にも近く、交通の利便性が良く、周辺は整形外科を専門とした施設が少なく、多くの利用患者が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関

係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。用途廃止する併用農道が31.68平方メートルあります。使用貸借に係る農地返還通知2番に関連しています。

議案番号2番の申請地は、高松市立協和中学校南西900メートルに在り、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、国道11号線及び主要地方道中徳・三谷・高松線に近く、交通の利便性が良く、周辺は共同住宅、分譲住宅等により宅地化が進み住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

議案番号3番の申請地は、高松市立協和中学校南西900メートルに在り、先ほどの5条所有権議案番号2から、他社が開発分譲した住宅団地を挟み50メートルほど東に位置するもので、同一の転用者が分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準及び一般基準については、議案番号2と同様で、他社の開発道路が利用でき、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。併用公衆用道路が318平方メートルあります。私の説明はここまでとし、4番からは、赤松委員が説明します。

**赤松委員** 現地調査委員の赤松です。4番からは私が説明します。

議案番号4番の申請地は、香川県立図書館南東800メートルに在り、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、主要地方道中徳・三谷・高松線に近く、交通の利便性が良く、周辺は共同住宅、分譲住宅等により宅地化が進み住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

議案番号5番の申請地は、高松空港北西1.5キロメートルに在り、生乳の受注増加に伴い乳牛を250頭から500頭規模に拡大するもので、国の推奨する畜産クラスター計画に係る補助金を利用し、新たな牛舎用地として転用申請するものです。

立地基準については、平成12年3月に換地処分された、土地改良事業の施行区域内にある第1種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は既存施設の北隣で、牛舎として転用するもので、第1種農地の不許可の例外、「申請地に係る農地を農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設に供するものである場合」に該当し、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。併せて堆肥保管庫も建

築する農地法第5条第1項の規定による許可申請特別議案賃借権1番に関連しています。併用宅地が3,695.62平方メートルあり、賃借権1番の敷地面積と合計すると8,552.62平方メートルとなります。

議案番号6番の申請地は、J R 予讃線鬼無駅南西500メートルに在り、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、自社が開発した分譲住宅団地の西側に接続するもので事業効率が良く、県道衣掛・郷東線、J R 鬼無駅、主要地方道高松・善通寺線に近く、交通の利便性が良く、周辺は宅地化が進み住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。併用雑種地等が、46.53平方メートルあります。

2ページを御覧ください。賃借権について説明します。

議案番号1番の申請地は、先ほどの5条特別議案所有権 議案番号5と併用し、生乳の受注増加を受け、乳牛の飼育生産拡大に伴う牛舎及び、乳牛の糞尿の処理のための堆肥処理・保管施設用地として転用申請するものです。

立地基準については、5番同様土地改良事業の施行区域内にある第1種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は牛舎横で専用の堆肥処理施設として転用するもので、第1種農地の不許可の例外、「申請地に係る農地を農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設に供するものである場合」に該当し、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、国の補助金交付承認も得、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

農地法第5条第1項の規定による許可申請特別議案所有権5番及び使用貸借に係る農地返還通知20番に関連しています。現地調査の結果、全て問題は有りませんでした。

以上、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案所有権6件、賃借権1件であります。許可の決定をいただき、香川県農業会議での意見聴取においても許可相当の決定を得た場合、許可書を交付する旨審議いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可することに、また、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することに御異議ありませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者あり)

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可することに決定いたしました。なお、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することにいたします。

次に、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

**横井副主幹** 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案のうち、まず、所有権移転の案件について御説明申しあげます。

議案書9ページを御覧ください。

1番は、共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成元年に一部造成済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。併用宅地が367.80平方メートルあります。

2番の転用者は、不動産業を営んでいる個人が駐車場が不足しているため露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については、適当であると考えます。

一般基準については、平成11年に造成済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

3番は、共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第4条許可申請4番に関連しています。

4番は、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、周辺は分譲住宅、共同住宅等により宅地化が進んだ住環境の良い地域であり入居需要が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

5番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関

係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

7番は、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、主要地方道塩江・屋島西線に近く、周辺は市営団地等で宅地化の進んだ住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

議案書10ページを御覧ください。

8番の転用者は、発電出力37.1キロワット、パネル1枚の面積約1.64平方メートルを160枚、2基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、四国電力への系統連系の申込みも平成28年2月16日に受付けされており、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

9番の転用者は、中古農機具等を取り扱うリサイクル業者である個人が、露天中古農機具販売場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については、適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

10番の転用者は、家財が増え、現在の住宅に物置がなく、建築するため、宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、既存宅地横で、他の土地に代えることができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が379.13平方メートルあります。

11番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

12番の転用者は、日本料理店を経営している個人が来店者の増加に伴う駐車場不足を

解消するため露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

13番は、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、周辺は分譲住宅、共同住宅等により宅地化が進んだ住環境の良い地域であり入居需要が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用公衆用道路が45平方メートルあります。

議案書11ページを御覧ください。

16番は、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、周辺は分譲住宅等により宅地化が進んだ住環境の良い地域であり入居需要が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

18番は、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、周辺は、共同住宅等により宅地化が進んだ住環境の良い地域であり入居需要が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

19番は、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、周辺は宅地化が進んだ住環境の良い地域であり入居需要が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用用悪水路が17.56平方メートル有ります。

議案書12ページを御覧ください。

20番の転用者は、自己の所有地への通路がなかったため道路用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、周



辺は分譲住宅、共同住宅等により宅地化が進んだ住環境の良い地域であり入居需要が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

21-1番は、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、周辺は分譲住宅、共同住宅等により宅地化が進んだ住環境の良い地域であり入居需要が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

21-2番は、21-1番の転用者が、分譲地と分譲地との連絡道路を設置し進入路用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、周辺は分譲住宅、共同住宅等により宅地化が進んだ住環境の良い地域であり入居需要が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

22番は、老人ホームの利用者増加に対応するため露天駐車場・進入路用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、周辺は分譲住宅、共同住宅等により宅地化が進んだ住環境の良い地域であり入居需要が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用雑種地等が5,557平方メートル有ります。

23番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、教育施設にも近く周辺は宅地化の進んだ住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和63年に造成済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。4条許可申請14番に関連しています。

25番は、近年受注量が増え、現在の駐車場用地は手狭で、敷地を拡張し露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第2種農地に区分され、転用理由と農地区分については、適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用雑種地等が3,183.59平方メートル有ります。農地法第18条第6項の規定による通知4番に関連しています。

26番は、建設業を営んでいる個人が居宅兼事務用地にある車庫が手狭で駐車場が不足していることから、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、教育施設にも近く、周辺は宅地化の進んだ住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成16年に造成済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

27番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

議案書13ページを御覧ください。

続きまして、賃借権による転用申請を御説明申しあげます。

議案書14ページを御覧ください。

1番は、建設業を営んでいる法人が、受注した工事さくら・太田保育園新築工事の施工に際し、仮設事務所・休憩所・露天駐車場用地として平成30年10月20日から31年4月30日までの間、一時転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、工事完了後の農地復元が確実と認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

2番の転用者は、自動車販売業を営んでおり、新古車購入予定の来客増加に伴い、既存の展示販売場が手狭で、新たな露天車両展示販売場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

3番の転用者は、貸ホール、飲食業を営んでおり、シェアオフィスの需要の増加に伴い塾・体操等の各種教室、会議室用の貸事務所・倉庫用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、露天資材置場用地であり、他の土地に代えて転用する事が出来ないことから、転用理由と

農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。3条許可申請使用貸借3番に関連しています。

4番は、業務拡大に伴い、早急に資材置場を確保する必要があることから露天資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、露天資材置場用地であり、他の土地に代えて転用する事が出来ないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

続きまして、使用貸借による転用申請を御説明申しあげます。

議案書15ページを御覧ください。

1番は、義父所有の農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

2番は、父所有の農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に隣接し、農業の手伝いがしやすく、親の面倒が見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

3番も、母所有の農地を借り受けて、宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に隣接し、農業の手伝いがしやすく、親の面倒が見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成10年に造成済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。併用宅地が627.19平方メートルあります。

4番も、祖父所有の農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

5番は、父所有の農地を借り受けて店舗用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に隣接し、農業の手伝いがしやすく、親の面倒が見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

6番は、父所有の農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に隣接し、農業の手伝いがしやすく、親の面倒が見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第4条許可申請7番に関連しています。

7番は、父所有の農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に隣接し、農業の手伝いがしやすく、親の面倒が見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

8番は、祖父所有の農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に隣接し、農業の手伝いがしやすく、親の面倒が見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

議案書16ページを御覧ください。

9番は、義父所有の農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に隣接し、農業の手伝いがしやすく、親の面倒が見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

10番は、父所有の農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に隣接し、農業の手伝いがしやすく、親の面倒が見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成28年に造成済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

11番は、父所有の農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に隣接し、農業の手伝いがしやすく、親の面倒が見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が120.54平方メートルあります。

12番は、母所有の農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に隣接し、農業の手伝いがしやすく、親の面倒が見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

13番は、義父所有の農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に隣接し、農業の手伝いがしやすく、親の面倒が見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

14番は、祖父所有の農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に隣接し、農業の手伝いがしやすく、親の面倒が見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

15番は、父所有の農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に隣接し、農業の手伝いがしやすく、親の面倒が見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

議案書17ページを御覧ください。

16番も、父所有の農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実

家に隣接し、農業の手伝いがしやすく、親の面倒が見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が106.86平方メートルあります。

17番も、父所有の農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に隣接し、農業の手伝いがしやすく、親の面倒が見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

18番も、父所有の農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に隣接し、農業の手伝いがしやすく、親の面倒が見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

19番も、義母所有の農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

以上、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案、所有権22件、賃借権4件、使用貸借19件、計45件について、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

**議長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

**議長** 御異議が無いようでありますので、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに決定いたしました。

次に、議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**豊島副主幹** 議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、まず、所有権移転について御説明申しあげます。

議案書18ページをお開きください。

1番は、譲渡人が農業を廃止するため、経営規模の拡大を希望する譲受人に譲り渡すもので、取得後は野菜を栽培するものです。

全部効率利用要件・下限面積要件・地域との調和要件は全て満たしています。

なお、2番以下の案件については、問題になると判断された審査基準等についてのみ御説明させていただきます。

2番は、譲渡人が労力不足であることから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は露地野菜を栽培するものです。

3番は、譲渡人が労力不足であることから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を栽培するものです。農地法3条使用貸借2番に関連していません。

4番は、譲渡人が農業を廃止することから、近隣で農業をしている譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を栽培するものです。

5番は、農業後継者である子へ一括贈与するもので、譲り受け後は、水稻と麦を作付けするものです。

6番は、農業後継者である子へ一括贈与するもので、譲り受け後は、水稻・野菜・花を作付けするものです。

7番は、譲渡人が兼業により経営縮小することから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を栽培するものです。

8番は、親族が贈与するもので、譲り受け後は、柿を作付けするものです。

9番は、譲渡人が高齢のため経営縮小するもので、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後はイチジク・ビワを栽培するものです。

次に、農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、賃借権について御説明申し上げます。

20ページをお開きください。

1番は、新規営農を希望する借人が10年間借り受けて、ぶどうを作付けするものです。

次に、農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、使用貸借について御説明申し上げます。

議案書21ページをお開きください。

1番は、経営移譲年金受給のため、農業後継者へ10年間の使用貸借による権利の再設定を行うものです。

2番は、労働力不足の貸人が、経営規模拡大を望む借人に使用貸借させるもので、取得後は水稻を作付けするものです。農地法第3条第1項許可申請所有権の3番に関連しております。

3番は、会社の経営者である農地所有者が、経営する有限会社に排水管の埋設を許可するものです。農地法第5条許可申請賃借権3番に関連しています。

4番は、経営移譲年金受給のため、所有農地を同居の後継者に再度使用貸借による権利を10年間設定するものです。

以上、議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権移転9件、賃借権1件、使用貸借4件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見はありますか。——御発言が無いようでありますので、議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については、許可することに御異議ありますか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については許可することに決定いたしました。

次に、議案第8号 非農地証明願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**中野副主幹** 議案第8号 非農地証明願について御説明申しあげます。

議案書22ページをお開きください。

1番、2番は、昭和55年ごろから農道として利用しているもので、3番、4番、5番は、昭和44年以前から、6番は昭和61年ごろから、農業用水路として利用しているもので、いずれも非農地証明事務処理要領「耕作の事業を行う者が、その農地を自らの耕作の事業に供する他の農地の保全又は利用の増進のために必要な農業用施設農道、水路等の用に供する場合」に該当するものです。7番は、平成30年8月から納屋として利用しているもので、非農地証明事務処理要領「耕作の事業を行う者が、その農地、2アール未満のものに限る。を自らの耕作又は養畜の事業のための農業経営施設、堆肥舎、畜舎、納屋等の用に供する場合」に該当するものです。

以上、議案第8号 非農地証明願について7件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見はありますか。——御発言が無いようでありますので、議案第8号 非農地証明願については証明することに御異議ありますか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第8号は証明することに決定いたしました。

次に、議案第9号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**豊島副主幹** 議案第9号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について御説明申しあげます。

議案書23ページをお開きください。



1 番・2 番について、現地調査した結果、全筆農地として適正に耕作されていることを確認しました。また、相続人も適格要件を満たしています。

以上、議案第 9 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について 2 件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第 9 号について証明することに御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第 9 号は証明することに決定いたしました。

次に、議案第10号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第16条第1項及び第18条第1項の規定による開発計画に対する意見についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**豊島副主幹** 議案第10号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第18条第1項の規定による開発計画に対する意見について御説明申し上げます。

資料1の2の2ページを御覧ください。平成30年9月18日付けで高松市長から開発計画に対する意見照会がありました。

これは、3ページのとおり、平成30年9月18日付けで協議者から香川県知事宛に土地開発行為変更協議書が提出されたことによるもので、開発行為を行う土地の所在は高松市牟礼町牟礼に在る山林及び雑種地0.9803ヘクタールです。4ページに位置図を付しています。5ページ以降には現況平面図、土地利用計画図を付しています。

1ページを御覧ください。

土地開発行為の目的は、廃土石処分後山林復旧するもので、変更内容は、開発行為の実施期間を平成30年10月12日から平成33年10月12日までに延長し変更するものです。

9月26日に牟礼地区担当委員と地区担当者で現地を確認し、地区部会で協議したところ、開発行為期間が延長等されても、農地への直接の影響はないとの判断をいただきました。そこで、高松市長へは、資料1ページ下段の案のとおり、「本開発行為の延長に当たっては、これまで同様、開発区域の下流域に在る農地及び農作物に影響を及ぼさないよう万全を期すこと。」と回答したいと考えております。

以上、議案第10号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第16条・18条第1項の規定による開発計画に対する意見について1件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第10号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第16条・18条第1項の規定による開発計画に対する意見については、原案のとおり意見を付して回答することに御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第10号は、原案のとおり意見を付して回答することに決定いたしました。

次に、議案第11号 農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

**浮田農政管理係長** 議案第11号 農用地利用集積計画の決定について御説明申しあげます。

資料2を御覧ください。

本年、8月16日から31日にかけて開催いたしました、農業相談会において受付をした利用権設定について、農用地利用集積計画を策定するにあたり、高松市長より農業委員会の決定を求められているものです。

資料を一枚めくっていただきまして、右側の総括表の1ページを御覧ください。これが全体の合計で、一番下の行を見ていただきますと、貸借の件数は、貸借期間3年が180件、6年が117件、10年が81件、15年が3件の合計381件、面積は合計で1,075,594.84平方メートルとなっており、昨年同時期に比べて2.7%の増となっております。

次の、2ページと3ページの表は、1ページの表の内訳になっています。

2ページの表が農業委員会による相対での貸借で、件数が236件、面積が631,970.84平方メートルでした。3ページの表が、香川県農地機構にかかる貸借で、件数が145件、面積が443,624.00平方メートルとなっており、面積比較で、今回の農地集積のおよそ41%が農地機構を利用したものとなっています。

また、3ページの右上に「2. 所有権移転」という小さな表があり、そこに2,984平方メートルとありますが、これについて少し説明させていただきます。

総括表に続いて、各筆明細がついておりますので、その一番最後のページ、28ページを御覧ください。一番下の整理番号2000番に、所有権移転とあります。これは、経営基盤強化促進法第7条に定められた「農地中間管理機構の特例事業」によるもので、農地法3条の許可を必要としない農地の所有権移転です。高松市では平成26年以来4年ぶりに扱う事案です。

対象農地は、東植田町の田で、これまで、タマネギの種子の採取を目的として利用権設定で賃貸借していたものですが、この度、所有者の方から農地を売却したい旨の申し出があり、機構の特例事業を利用することになったものです。

この特例事業を実施するにあたっては、8月31日の第7地区の農業相談会の後、東植田コミュニティセンターで「農地等利用調整会」を開催し、農地機構の担当者や当事者の他、西植田地区の農業委員さん、東植田地区の推進委員さんの3名に立ち会っていただき、売買価格や売買時期やその他諸手続き等の調整が行われました。今回は、10月31日の公告のタイミングに合わせて、対象農地を所有者から農地機構が買い上げ、次回、冬の相談会のタイミングに合わせて、農地機構から耕作者に売り渡す予定となっております。また、それまでの半年間は農地機構からの作業受委託という形でつなぐことにな

っています。なお、本件は、議案第1号、農地法第18条第6項の規定による通知の、9番に関連しています。

以上、議案第11号 農用地利用集積計画の決定について御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見はありますか。——御発言が無いようでありますので、議案第11号については異議のない旨回答することに御異議ありますか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第11号については異議のない旨回答することに決定いたしました。

次に、議案第12号農用地利用配分計画の決定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**浮田農政管理係長** 議案第12号 について御説明申しあげます。

資料3を御覧ください。

本件は、既に農地機構を通じて貸借中の農地について、借り手の変更を行うもので、農用地利用配分計画を作成するにあたって、高松市長から農業委員会へ意見聴取を求められているものです。なお、香川県の公告予定日は10月31日となっています。対象となる農地は、所有者はそれぞれ異なりますが、73筆、67,752平方メートルです。

これまで、個人名義で借りていたものを、農地所有適格化法人の名義に借り換えを行い、引き続き露地野菜の栽培を行うものです。

議案第12号の説明は以上です。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見はありますか。——御発言が無いようでありますので、議案第12号については、原案のとおり回答することに御異議ありませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第12号は、原案のとおり回答することに決定いたしました。

次に、報告事項第1号として、農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について事務局の報告を求めます。

**多田農地係長** 農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について御報告申しあげます。

資料5を御覧ください。平成30年9月7日から10月4日分までであります。

まず、許可件数ですが、8月以前の議決分といたしまして4条が1件、5条が14件、9月議決分といたしまして4条が15件、5条が23件、合計で4条が16件、5条が37件で

す。

許可保留件数につきましては、8月以前の議決分といたしまして4条が1件、5条が4件、9月議決分といたしまして4条が0件、5条が15件、合計で4条が1件、5条が19件です。

取下につきましては、8月議決分で、4条、5条が0件です。

次に、許可保留及び取下げ案件の内容について御説明申し上げます。

1 ページを御覧ください。

4条関係で、7月議決分の11番が経済産業省認定通知未了により許可保留となっております。

3 ページを御覧ください。

5条関係で、上段の5月議決分の9番、17番が開発許可未了により許可保留となっております。下段の6月議決分の22番、7月議決分の11番が開発許可未了により許可保留となっております。

5 ページを御覧ください。

同じく5条関係で、9月議決分の3番・5番・8番・10番・12番・14番・15番・16番・17番・18番、次ページ20番・21番・24番・25番が開発許可未了により、ページを戻り、11番は直近事業造成工事未了により許可保留となっております。

以上で今月の許可状況についての報告を終わります。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、次に、議案第13号 平成31年度高松市農地等利用最適化推進施策等に関する改善意見（案）について事務局の説明を求めます。

**西谷課長補佐** 議案第13号 平成31年度高松市農地等利用最適化推進施策等に関する改善意見（案）について御説明申し上げます。資料4を御覧ください。

この改善意見（案）につきましては、農業委員会法第38条第1項の規定に基づき市長に提出するものです。10月18日の木曜日に、三笠会長を始め各役員にお集まりいただき、提出していただく予定でございます。

また、この意見につきましては、本年7月10日から末日まで、各農業委員、農地利用最適化推進委員に意見募集をいたしましたところ、高砂会長職務代理者、太田委員、橋本委員、妹尾委員、宮武委員、時岡推進委員、真鍋芳治推進委員、川原推進委員、森西推進委員の9人の方から御意見をいただきましたので、そのうち市に対する意見も盛り込んだ内容となっております。

構成につきましては、改正農業委員会法第6条第2項に掲げる農地等利用最適化推進の3つの項目であります、「担い手への農地利用の集積・集約化」、「遊休農地の発生防止・解消」、「新規参入の促進」と「その他の施策」の4つの大項目にまとめております。

小項目の数でございますが、昨年度の29項目から5項目を廃止し、2項目を1項目に

まとめ、新たに5項目を加え27項目となっております。

まず前文でございますが、始めに、我が国の農業・農村を巡る情勢を説明した後、本市農業委員会が昨年新体制へ移行したこと、先の通常国会において、「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律」が可決・成立し、農業委員会が担う役割がますます重要になることを述べています。

そして、農村社会が維持してきた農業の持つ多面的機能を次世代に引き継げる、また、若者が魅力ある産業として農業に取り組める施策・事業を進める必要があることから改善意見を提出する旨を記しております。

それでは、全27項目のうち昨年度から変更した項目と新規の項目について御説明申し上げます。

2ページをお開きください。大項目の1、担い手への農地利用の集積・集約化に関する施策の改善についてのうち、(1)につきましては、昨年度に引き続いての項目でございますが、第2段落の農業機械銀行を利用する農家等に対する補助制度の創設についての意見を加えました。これは、宮武委員からの御意見を反映させていただきました。

次に3ページを御覧ください。

上から2行目の(2)は、集落営農組織の確保・育成が重要であり、基盤整備事業と集落営農組織の育成・農地集積の推進を同時に行う必要があるため関係機関が連携し事業を推進するよう求める意見で新規に加えたものです。(4)は昨年度に続いて高松市農業振興地域整備計画の変更についての項目ですが、今年度は高松市立地適正化計画を適正に反映させるよう求める内容を加えました。

つづいて、大項目の2 遊休農地の発生防止・解消に関する施策の改善についてのうち(1)は昨年度の項目に協定要件の見直しについて具体的な意見を加えました。これは、高砂会長職務代理者、森西推進委員の御意見を反映させていただいております。

次に4ページの上から9行目の(3)ですが、本市の遊休農地の状況に対する抜本的な対策のため農地トラスト制度(仮称)の創設を国に働きかけることを求める意見を新規に加えました。これは、橋本委員の御意見を反映させていただきました。(4)は昨年度に引き続いての項目ですが、平成29年度からの「荒廃農地等利活用促進交付金事業」が30年度限りで終了することから、昨年度の「その有効活用を図るため、制度の周知と補助要件の緩和等に加えて」を「30年度限りで終了することから、市独自の新たな制度や」に変更しました。

次に5ページを御覧ください。

上から9行目の(8)は、有害鳥獣被害防止対策についての意見で昨年度に引き続いての項目でございますが、イノシシの行動変化やサル等による被害も踏まえ「地域に寄せ付けない環境づくり」、「捕獲奨励」、「侵入防止施設の整備」の3点セットの取組に対する補助制度についての意見を加えたものです。

次に大項目の3 新規参入等担い手に関する施策の改善についてでございますが、

(1)は昨年度に引き続いての項目ですが、1ページめくっていただき6ページの5行目の部分ですが、昨年度の「ICTなどのスマート農業技術の導入を支援すること」から30年度の新規事業である「たかまつ農業ICT導入活用支援事業」の普及・拡大に努めることに変更しました。

続く(2)は昨年度の項目のうちに最後のところに「営農しながら経営ノウハウを学べる「農業経営塾」の創出・展開など」の文言を追加したものです。

次に7ページを御覧ください。上から3行目の(6)は昨年度の項目に、“「水田フル活用ビジョン」に基づき”との文言を加えました。

次に、大項目の4 その他農業・農村を取り巻く施策の改善についてのうち、(1)は平成30年産からの米政策が転換したことに伴う業務用米の安定的な生産の推進について新規に加えた項目です。

次に8ページをお開きください。下から7行目ですが、(5)はインバウンドと農泊の連携による農家の所得向上に関する意見を新規に加えました。続く(6)のため池の耐震・改修、個人管理のため池も含め受益者が少数又は県外在住のため池についての廃止費用の補助制度の創設、防災重点ため池の対策に関する意見も新規に加えた項目で、妹尾委員の御意見を反映させていただいています。(7)は昨年度の2つの項目を1つにまとめ、食育推進運動の実施、また、学校における米飯給食の実施回数を増やす取組とともに、学校給食の食材として地場産農畜産物を安定的に生産供給する体制の構築に向けた取組などを求めています。

最後の(8)は、昨年度に引き続いての項目ですが、高松市立地適正化計画が策定されましたことから、昨年度の最後の部分の「農住調和形成ゾーンである居住誘導区域外の一定以上の農地がまとまっている地域については、都市計画と農業振興地域整備計画の一体的な運用により農地の保全を図ること。」から「農住調和形成ゾーンである居住誘導区域外の一定以上の住宅団地がまとまっている地域については、土地の有効活用を図るためにも居住誘導区域に設定し直すこと。」に変更しています。

なお、変更なしという意見も従来委員さんから要望いただいたもので当局の改善が見られないものについては引き続き改善意見として残しております。

以上、議案第13号 平成31年度高松市農地等利用最適化推進施策等に関する改善意見(案)について、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第13号 平成31年度高松市農地等利用最適化推進施策等に関する改善意見(案)については、許可することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第13号 平成31年度高松市農地等利用最適化推進施策等に関する改善意見(案)については許可することに決定いたしました。

これで平成30年度第1回高松市農業委員会定例総会を閉会いたします。

午後3時54分 閉会

会 長

議事録署名委員

委 員

委 員